

Information street >>>情報ストリート

催し



<町内の催し>

ペタンク講習会・大会

陸上のカーリングといわれるボールゲーム「ペタンク」を体験してみませんか！

■日時／講習会：5月10日(金)午後1時～3時30分頃
大会：6月7日(金)午前9時30分～午後3時頃
いずれも雨天中止(中止の場合は事前にご連絡します。)

■場所／松伏記念公園北側広場(中央公民館北側)

■内容／講習会：ルール説明、ボールの投げ方、作戦の基本、練習試合など
大会：【午前】予選リーグ 【午後】決勝トーナメント

※大会のみ昼食代実費をご負担いただきます(500円程度)。

■問合せ／住民ほけん課 ☎991-1884

計量器定期検査(集合検査)を実施します

計量法では、取引または証明に使用するはかりについて、2年に1度定期検査を受けることを義務づけています。

■検査対象となる計量器／ひょう量が250kg以下の電気式以外のはかり
※電気式はかり及びひょう量が250kgを超える電気式以外のはかりは、県が指定した検査機関(社団法人埼玉県計量協会)によって、事業所を巡回して検査を実施します。

■日時／5月27日(月)午前10時～正午、午後1時～3時

■場所／役場駐車場

※「取引」とは、有償・無償を問わず、物や役務の給付を目的とする業務上の行為をいいます。「証明」とは、公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいいます。

■問合せ／環境経済課 ☎991-1854

認定こども園「こどものもり」 (まつぶし幼稚園・こどもの森保育園) 子育てサロン

はなまつりに一緒に参加しましょう

日時／5月8日(水)午前11時～11時30分
対象・定員／3～5歳児・親子30組

園庭で一緒に遊びましょう(園庭開放日)

日時／5月15日(水)午前9時30分～11時
対象・定員／0～5歳児・定員なし

親子で手あそびや紙芝居を楽しみましょう

日時／5月22日(水)午前9時30分～11時
対象・定員／0～1歳児・親子7組、2歳児・親子7組

歯ブラシとコップを作ったり、スタンプラリーを楽しみましょう

日時／5月29日(水)午前9時30分～11時
対象・定員／3～5歳児・親子30組

■申込み・問合せ／電話でこどものもり(☎991-4854)へ。

大川戸幼稚園「幼稚園で遊ぼう！」

幼稚園ってどんな所？おへやで遊びましょう

日時／5月22日(水)午前10時～11時
対象・定員／2～3歳児・親子10組

子育て講座

日時／5月11日(土)午前11時～正午
対象・定員／未就学児保護者・20名

■申込み・問合せ／大川戸幼稚園 ☎991-2277

児童館「ちびっ子フェスティバル」 楽しい事いっぱい！みんなでアンパンマンと一緒に元気に遊ぼう！

■日時／5月26日(日)午後2時～

■場所／児童館ちびっ子らんど

■内容／楽しいゲーム、工作など

■定員／120名(申込み順)

※当日、お楽しみ券を午後1時45分から配布します。

■問合せ／児童館ちびっ子らんど ☎993-0202

手話奉仕員養成講座 基礎課程

聴覚障がい者の手話が理解でき、手話で日常会話ができることをめざす講座です。

■日時／5月17日(金)から10月11日(金)までの毎週金曜日午後7時～9時(全22回・特別講演を含む)

■場所／役場会議室及び中央公民館

■対象・定員／町内在住、在勤、在学で、手話奉仕員養成講座入門課程の修了証・受講証をお持ちの方、又は同等レベルの方20名(申込み順。定員になり次第締切り)

■費用／1,470円(テキスト代)

■申込み・問合せ／5月1日(水)から10日(金)までに福祉健康課(☎991-1877 FAX 991-3600)へ。

普通救命講習会 I

■日時／5月26日(日)午前9時～正午

■場所／松伏消防署(松伏町松伏813番地)

■内容／心肺蘇生法・AEDの手順など

■定員／30名(申込み順)

■受付期間／5月7日(火)～20日(月)

■問合せ／吉川松伏消防組合 警防課 ☎048-982-3968

<県内の催し>

県立越谷西特別支援学校 第26回運動会

■日時／5月25日(土)午前10時～午後2時40分
※雨天時は、5月29日(水)、31日(金)の順に延期。

■場所／越谷西特別支援学校(越谷市西新井850-1)

■内容／短距離走、リレー、ダンスなど

■問合せ／県立越谷西特別支援学校 ☎048-962-0272

第55回水道週間6月1日(土)～7日(金) 「復興の 未来と生命(いのち) 照らす水」

水道フェア

日時／6月2日(日)午前9時～午後3時

場所／越谷・松伏水道企業団庁舎・駐車場

内容／水・水道をテーマにした作品展示と優秀作品の表彰式典、水道相談、利き水、子ども広場など

水・水道をテーマにした図画・ポスター募集

応募作品／画用紙サイズ4切～8切

応募資格／松伏町在住の小・中学生

応募方法／作品裏面に、郵便番号、住所、氏名、電話番号、学校名、学年を記載して水道企業団総務課へ(郵送又は持参)。応募は一人一点まで。

応募締切／5月20日(月)必着

申込み／〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号越谷・松伏水道企業団総務課「水道週間作品」募集担当

■問合せ／越谷・松伏水道企業団 総務課庶務係 ☎048-966-3931

募集



<国の募集>

平成25年度酒類販売管理協力員募集

関東信越国税局では、スーパー、コンビニエンスストア、酒販店などへの買い物の機会にお酒売場の未成年者飲酒防止のための表示状況等を確認し、税務署に連絡する「酒類販売管理協力員」を募集する予定です。

応募方法、募集期間、委嘱期間等詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください(5月下旬掲載予定)。

■問合せ／浦和税務署 酒類指導官部門 ☎048-833-2651(自動音声対応による案内)

お知らせ



<町のお知らせ>

固定資産税の納税通知書を送付します

5月上旬に、平成25年度固定資産税の納税通知書を送付します。固定資産(土地・家屋・償却)をお持ちの方で、納税通知書が届かない場合にはご連絡をお願いします。

また、固定資産税の納税通知書に添付されている

課税明細書には、資産ごとに参考税額の記載があります。営業・農業・不動産等の所得がある方は、来年の確定申告で経費(租税公課)を記載する際に申告参考資料として使用できます。

■問合せ／税務課 ☎991-1831

国民年金保険料の後納制度について

これまで時効で納めることができなかった期間や資格取得の届出忘れなどにより国民年金保険料を納付できなかったことで、年金の満額支給や年金そのものが、受給できなくなる恐れがあります。このような事態を避けるために、平成27年9月までの期間に限り、過去10年分まで納付できるのが後納制度です。

今回、後納制度の利用が可能と思われる方には年金機構からお知らせが送付されます。

■対象者/納付済期間及び合算対象期間の合計が25年未満で、老齢基礎年金の受給権を有せず、過去10年以内に未納期間を有する方が対象。なお、繰り上げ受給者の方は対象となりません。

■対象保険料/既に2年の時効が経過して納付できなかった国民年金保険料で、後納の申込みを承認した日の属する月前10年以内のものが対象です。

■利用期間/平成27年9月30日まで

■申込み方法/後納制度は事前に申し込みが必要です。利用の可否をお問い合わせください。

■問合せ／春日部年金事務所 ☎048-737-7112
国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

国民健康保険からのお知らせ ～こんなときには14日以内に届出を～

国民健康保険に加入するときや、やめるときには、14日以内に町に届出が必要となります。

■国保に加入するとき

- ▶職場の健康保険をやめたとき
- ▶他の市町村から転入したとき
- ▶子どもが生まれたとき
- ▶生活保護が廃止されたとき

■国保をやめるとき

- ▶職場の健康保険に加入したとき

- ▶他の市町村に転出するとき
- ▶国保の被保険者が死亡したとき
- ▶生活保護が開始されたとき

これらの届出をする場合は、上記の事実を証明する書類と、届出に來られた方の本人確認書類(免許証・パスポートなど)が必要となります。また、同一の世帯以外の方が届出をする場合は、当該世帯主の委任状が必要です。

■問合せ／住民ほけん課 ☎991-1868

住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

■申請受付開始日／5月17日(金)

■補助金の対象となる方(抜粋)／既存の一戸建て住宅に太陽光発電設備を設置し、当該住宅に自ら居住し、自ら電力会社と電力受給契約を締結する個人の方。

※その他条件がありますので詳細はお問い合わせください。

■交付の条件(抜粋)／▶財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの等で、太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)により登録された設備を設置すること。▶太陽光発電設備を設置する建築物及び建築物の敷地等に、都市計画法及び建築基準法等の法律違反がないこと。

※その他条件がありますので詳細はお問い合わせください。

■補助額／1件あたり50,000円

■問合せ／環境経済課 ☎991-1840

側溝の清掃について

町では、地先の側溝清掃は、各自治会で願っています。

清掃を行わないと泥土の滞留による悪臭、虫の発生、大雨時の道路冠水等の原因となります。

コンクリート製の側溝蓋を上げる蓋上げ機やヘドロをすくうジョレンを貸与し、ヘドロを入れる土のう袋は、無償で支給しています。清掃による泥土は、町委託業者が収集し処分します。

■問合せ／まちづくり整備課 ☎991-1823

■問合せ／【自動車税】自動車税コールセンター ☎050-3786-1222
【彩の国みどりの基金】埼玉県環境部みどり自然課 ☎048-830-3190

平成25年度埼玉県文化振興基金助成事業について

■対象／①8月～11月にアマチュア文化団体が実施する文化活動(活動成果の発表など)②7月～26年3月に文化団体やNPO等が実施する子どもを対象とした文化芸術の体験教室等③8月～11月に伝統・郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の備品整備、後継者育成等

■助成金額／①2分の1以内(上限25万円)②③対象経費の20万円以内

■申込み・問合せ／5月1日(水)～22日(水)(消印有効)までに所定の事業計画書(埼玉県ホームページ又は埼玉県文化振興課(県庁内)で入手)を郵送で同課(〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-2887)へ。※詳細は埼玉県文化振興課へお問い合わせください。希望される方には「埼玉県文化振興基金助成事業申請の手引き」を送付します。

<その他のお知らせ>

全国健康保険協会(協会けんぽ)加入者の特定健診について

主に中小企業で協会けんぽへ加入されているご本人様とご扶養者様は、町の特定健診は受けられません。協会けんぽでは、ご本人様は、直接事業所へご本人様用の申請書をお送りしています。また、そのご扶養者様の受診券は、25年度から直接ご自宅へお送りしています。

なお、協会けんぽの任意継続保険へご加入されている方は、協会けんぽまでお問い合わせください。

■問合せ／全国健康保険協会(協会けんぽ)埼玉支部 ☎048-658-5915

自転車ものれば車のなかまいり ～5月は自転車マナーアップ強化月間です～

自転車に乗るときは、「車」であるとの意識を常にもち、安全運転を心掛けてください。

また、最近では自転車事故においても、多額の損害賠償を求められることがあります。万が一に備えて、損害賠償保険などに加入しましょう。

■損害賠償例

- ・自転車と歩行者の事故 約5,000万円
- ・自転車同士の事故 約3,000万円

■保険の種類

「T S マーク付帯保険」、「自転車総合保険」、「個人賠償責任保険」等があります。詳しくは、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店にご確認ください。

■問合せ／総務課 ☎991-1895

<県のお知らせ>

小児慢性特定疾患医療給付の継続申請受付を開始します

■対象/現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方

■申請期間/5月10日(金)～6月14日(金)(土・日曜日を除く)

■場所/各保健所

■申請書類/申請書、医療意見書、生計中心者の所得税関係証明書等(住所地を管轄する保健所から必要な書類が郵送されます。)

■問合せ/春日部保健所 ☎048-737-2133

5月は自動車税の納期です

忘れずに、5月31日(金)の納期限までに納めましょう。金融機関・郵便局のほか、コンビニエンスストアでも納められます。

※自動車税全般に関すること、住所変更・納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。

自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただいています。